

野々市市市政ふれあいミーティングの実施について

- 1 目 的 市長及び市部課長が、市内の町内会及び団体の会合に出向き、市政について説明します。あわせて、参加された市民の皆さんから市政についてのご意見やご要望をお聞きする意見交換を行います。
この事業をととして、市民の皆さんの意見が反映される開かれた市政運営を目指します。
- 2 対 象 市内の町内会及び宗教的活動、政治的活動及び営利的活動を目的としない団体(以下、「団体」という。)を対象とします。複数の町内会及び団体が合同で開催することもできます。参加者は18歳以上の市民とします。
- 3 時 間 原則、平日の19時00分から21時30分までの時間帯で90分から120分間程度とします。上記の時間帯の開催が難しい場合は、市と団体とで協議します。
- 4 会 場 会場の予約と当日の設営は、団体が行ってください。
- 5 申込方法 団体は「市政ふれあいミーティング申込書(別紙1)」に必要事項を記入のうえ、開催希望日の1か月前までに市民協働課にお申し込みください。
- 6 テ ー マ 団体は、テーマを決定してください。テーマ1題につき説明時間は20分から30分です。また、団体が求める説明内容のテーマが決定できない場合は、別途、市と団体が協議しテーマを決めます。
- 7 質問の回答 当日の意見交換で参加者から出されたご意見やご質問のうち、事後の回答が必要となった場合は、後日、市民協働課または所管課が団体の責任者に対して回答または対応策を連絡します。
- 8 参 加 者 (1) 町内会及び団体の参加者
実施する団体は、事前に会員等に声かけを行い、参加者を集めてください。
(2) 市側の説明者
①テーマに応じて市長、教育長、部長、担当課長が説明します。都合が悪い場合は、その代理者が説明します
②上記の他に、説明補助として関係課職員が出席する場合があります
③当日の運営と記録を行うため、市民協働課職員が出席します
- 9 当日の運営・進行 当日の受付、運営、司会進行は、実施する団体でお願いします。下記の進行例を参考にして、運営してください。
(進行例) ①開会のあいさつ(町内会長等)
②市からテーマの説明
③意見交換
④閉会のことば(町内会長等)